

ものづくり支援センターしもすわ  
工業製品測定料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内中小企業者が長野県工業技術総合センターで行った工業製品の測定に対して、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、長野県工業技術総合センターで行った工業製品の測定料のみとする。ただし、国又は長野県等の補助金等を受けている経費及び振込手数料を除く。

(補助額)

第4条 補助金の額は、1事業所につき、前条補助対象経費の2分の1以内の額とする。

(交付対象期間)

第5条 毎年1月1日から12月31日までの間とする。

(交付申請期間)

第6条 対象期間の翌年1月10日から1月31日とする

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする中小企業者は、ものづくり支援センターしもすわ工業製品測定料補助金交付申請書(様式第1号)を作成し、測定料の支払いを証する書類を添付し、ものづくり支援センターしもすわ理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 理事長は、前条に規定する申請書の提出を受けた時は、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、ものづくり支援センターしもすわ工業製品測定料補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者へ通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

平成24年4月1日一部改正

様式第1号（第6条関係）

ものづくり支援センターしもすわ  
工業製品測定料補助金交付申請書

平成 年 月 日

ものづくり支援センターしもすわ  
理事長 原 雅廣 様

申請者 住 所  
事業所名  
代表者名 ⑩  
電 話 ( ) -

下記のとおり、県工業技術総合センター等工業製品測定料等の補助金を交付してください。

記

- 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 測定年月日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
(貸与年月日)
- 長野県工業技術総合センター
- 添付書類  
(1) 測定料の支払いを証する書類  
(2) 納税証明書

中小企業者の範囲（中小企業基本法第2条）

業 種	中小企業者（以下のいずれかを満たすこと）	
	資本金（出資総額）	従業員（常用）
<input type="checkbox"/> 製造業、建設業、運輸業 その他の業種	<input type="checkbox"/> 3億円以下	<input type="checkbox"/> 300人以下
<input type="checkbox"/> 卸売業	<input type="checkbox"/> 1億円以下	<input type="checkbox"/> 100人以下
<input type="checkbox"/> サービス業	<input type="checkbox"/> 5,000万円以下	<input type="checkbox"/> 100人以下
<input type="checkbox"/> 小売業	<input type="checkbox"/> 5,000万円以下	<input type="checkbox"/> 50人以下

様式第2号（第8条関係）

ものづくり支援センターしもすわ  
工業製品測定料補助金交付決定通知書

年 月 日

様

ものづくり支援センターしもすわ  
理事長 原 雅 廣

年 月 日付で申請のありました、ものづくり支援センターしもすわ工業製品測定料補助金の交付につきまして、次のとおり決定したので通知いたします。

1 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円